

府子本第303号
平成28年5月2日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

子どものための教育・保育給付費の国庫負担について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第68条第1項の規定に基づく国庫負担金の交付については、別紙「子どものための教育・保育給付費国庫負担金交付要綱」により行うこととし、平成28年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。